㈡　河川管理者は、㈠の登録の申請者がこの法律の規定に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき等一定の要件に該当する場合には、その登録を拒否しなければならないこととした。

㈢　水利使用に関し、㈠の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の申請があった場合においては、関係行政機関の長との協議等を要しないこととした。

5　水防管理団体又は水防協力団体が行う水防に必要な器具等を保管するための倉庫等の設置に必要な土地の占用の許可等の特例について定めることとした。（第三七条の二関係）

6　河川協力団体（第五八条の八～第五八条の一二関係）

㈠　河川管理者は、㈡の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等を、河川協力団体として指定することができることとした。

㈡　河川協力団体は、河川管理者に協力して河川工事又は河川の維持等の業務を行うこととした。

㈢　河川協力団体が㈡の業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な工事等の承認、土地の占用の許可等の特例について定めることとした。

7　河川管理者は、政令で定める河川管理施設の維持又は操作等を国土交通省令で定める要件に該当するものに委託することができることとした。（第九九条関係）

三　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の2及び4に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電波法の一部を改正する法律（法律第三六号）

（総務省）

1　電波利用料の使途に係る事項

電波利用料の使途として、現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付を追加することとした。（第一〇三条の二第四項第八号関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（法律第三七号）

（環境省）

1　目的

この法律において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明確化することとした。（第一条関係）

2　責務

国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るものとすることとした。（第二条関係）

3　広告に関する規制

㈠　希少野生動植物種の個体等は、環境大臣の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等である場合等を除き、販売又は頒布をする目的でその広告をしてはならないものとした。（第一七条関係）

㈡　環境大臣は、㈠の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の広告をしている者に対し、広告の中止その他の必要な事項を命ずることができるものとした。（第一八条関係）

㈢　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の広告をしている者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体等の広告に係る施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとした。（第一九条関係）

㈣　登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について登録等を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならないものとした。（第二一条第二項関係）

4　国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続の改善

㈠　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る個体等の区分に変更を生じたときは、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができるものとした。（第二〇条第五項及び第六項関係）

㈡　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る個体等の主な特徴に変更を生じたときは、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができるものとした。（第二〇条第七項関係）

㈢　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、氏名及び住所等に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三〇日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならないものとした。（第二〇条第九項関係）

㈣　登録票は、当該登録に係る個体等の区分に変更を生じた場合は、㈠の変更登録の申請をした場合を除き、その日から起算して三〇日を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならないものとした。（第二二条第一項第二号関係）

5　認定保護増殖事業に関する特例の追加

認定保護増殖事業として実施する個体等の譲渡し等については、環境大臣の許可を要しないものとした。（第四七条第二項関係）

6　罰則の強化等

㈠　希少野生動植物種の個体等の捕獲等、譲渡し等又は輸出入の違反行為に係る罰則を、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することに引き上げることとした。（第五七条の二関係）

㈡　希少野生動植物種の個体等の捕獲等、譲渡し等又は輸出入の違反行為に係る法人に対する罰則を、一億円以下の罰金に引き上げることとした。（第六五条第一項第一号関係）

㈢　その他所要の罰則を整備した。

7　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第三八号）（環境省）

1　外来生物の定義の改正

外来生物の定義に、外来生物が交雑することにより生じた生物を含めることとした。（第二条関係）

2　放出等の禁止の例外

㈠　特定外来生物に係る特定飼養等施設の外での特定外来生物の放出、植栽又は種（以下「放出等」という。）の禁止の例外として、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて放出等をする場合及び防除に係る放出等をする場合を定めることとした。（第九条及び第九条の二関係）

㈡　主務大臣は、放出等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、当該許可を取り消すことができるものとすることとした。（第九条の三第二項関係）

㈢　主務大臣は、主務大臣の認定を受けた者が行う防除を目的とする特定外来生物の放出等が主務大臣が公示した事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命じることができるものとすることとした。（第二〇条第三項関係）

3　措置命令等の対象の拡充

主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等、放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加することとした。（第九条の三第一項関係）